

BCP策定のポイントについて

令和7年3月13日
NPO法人 高齢者住まいる研究会

寺西貞昭

御船町



御船町の人口；16,914人



グリーンヒルみぶね

社会福祉法人 恵寿会

特別養護老人ホーム 50名 ショートステイ 20名
介護支援センター デイサービスセンター 40名
グループホーム9名×2ユニット 18名 グリーンヒルましき
小規模多機能ホーム みどりの丘 29名
地域密着型特別養護老人ホーム 華ほたる 29名
認定こども園 みどりの里 120名

職員数 法人全体数 168名 内訳：128名（介護保険施設）40名（認定こども園）

【災害に強い施設】とは・・・

- 過去の教訓と特性を反映した計画があること。
- 実践(実戦)的な訓練が行われていること。
 - ・「…あるものとと、する！」を作らない。
 - ・訓練(は)・現地・現物・現人・現時
- 実際にやったことがない計画は無意味
- 防災リーダーやスペシャリストがいること。
 - ・対応の良悪は、準備と“人財”で決まる。

「熊本県危機管理防災課 有浦特別顧問」さんの講義より

**介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン**

厚生労働省老健局
令和6年3月

**介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン**

厚生労働省老健局
令和2年12月

● 更新履歴

更新履歴	発出日	改訂内容
第1版	令和2年12月11日	初版
第1.1版	令和6年3月31日	<ul style="list-style-type: none">・令和3年5月に改正された警戒レベルの名称・防災計画とBCPの違いに非常災害計画を追加・その他所要の改訂

2. BCPの基礎知識

2-1. 業務継続計画（BCP）とは

BCP（ビーエスピーピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

BCP の特徴として、災害等が発生した後に復旧させることが重要ですが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられます。内閣府「事業継続ガイドライン－あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応－平成 25 年 8 月改定」では、以下のとおり定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと（事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP））と呼ぶ。

BCPにおいて重要な取組は、例えば、

- ・事業継続の方針を決めて共有すること
- ・体制を決めて、各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等が挙げられます。

資料：業務継続ガイドライン 厚生労働省

2-2. 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）について

BCPとは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間と短くすることを目的に作成された計画書です。

介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

上記の理由から、他の業種よりも介護施設等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP 作成など災害発生時の対応について準備することが求められます。

- ✓ 被害を最小限に止めること
- ✓ いかにも早く復旧させるか

3 - 2. 自然災害 BCP の全体像

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート

1. 総論	2. 平常時の対応	3. 緊急時の対応	4. 他施設との連携
(1) 基本方針	(1) 建物・設備の安全対策 ①人が常駐する場所の耐震措置 ②設備の耐震措置 ③水害対策	(1) BCP発動基準 (2) 行動基準 (3) 対応体制	(1) 連携体制の構築 ①連携先との協議 ②連携協定書の締結 ③地域のネットワーク等の構築・参画
(2) 推進体制	(2) 電気が止まつた場合の対策 ①自家発電機が設置されていない場合 ②自家発電機が設置されている場合	(4) 対応拠点 (5) 安否確認 ①利用者の安否確認 ②職員の安否確認	(2) 連携対応 ①事前準備 ②入所者・利用者情報の整理 ③共同訓練
(3) リスクの把握	(3) ガスが止まつた場合の対策	(6) 職員の収集基準	
(4) 優先業務の選定	(4) 水道が止まつた場合の対策 ①飲料水 ②生活用水	(7) 施設内外での避難場所・避難方法	
①優先する事業 ②優先する業務	(5) 通信が麻痺した場合の対策	(8) 重要業務の継続	(1) 被災時の職員派遣
(5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し	(6) システムが停止した場合の対策	(9) 職員の管理 ①休憩・宿泊場所 ②勤務シフト	(2) 福祉避難所の指定 ①福祉避難所の指定 ②福祉避難所開設の事前準備
①研修・訓練の実施 ②BCPの検証・見直し	(7) 衛生面（トイレ等）の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策	(10) 復旧対応 ①破損個所の確認 ②業者連絡先一覧の整備 ③情報発信	
	(8) 必要品の備蓄 ①在庫量、必要量の確認	[通所サービス固有事項] [訪問サービス固有事項]	
	(9) 資金手当	[居宅介護支援サービス固有事項]	

1. 総論	2. 平常時の対応	3. 緊急時の対応	4. 他施設との連携
(1) 基本方針	(1) 建物・設備の安全対策 ①人が常駐する場所の耐震措置 ②設備の耐震措置 ③水害対策	(1) BCP発動基準 (2) 行動基準 (3) 対応体制	(1) 連携体制の構築 ①連携先との協議 ②連携協定書の締結 ③地域のネットワーク等の構築・参画
(2) 推進体制	(2) 電気が止まつた場合の対策 ①自家発電機が設置されていない場合 ②自家発電機が設置されている場合	(4) 対応拠点 (5) 安否確認 ①利用者の安否確認 ②職員の安否確認	(2) 連携対応 ①事前準備 ②入所者・利用者情報の整理 ③共同訓練
(3) リスクの把握	(3) ガスが止まつた場合の対策	(6) 職員の収集基準	
(4) 優先業務の選定	(4) 水道が止まつた場合の対策 ①飲料水 ②生活用水	(7) 施設内外での避難場所・避難方法	
①優先する事業 ②優先する業務	(5) 通信が麻痺した場合の対策	(8) 重要業務の継続	(1) 被災時の職員派遣
(5) 研修・訓練の実施 BCPの検証・見直し	(6) システムが停止した場合の対策	(9) 職員の管理 ①休憩・宿泊場所 ②勤務シフト	(2) 福祉避難所の指定 ①福祉避難所の指定 ②福祉避難所開設の事前準備
①研修・訓練の実施 ②BCPの検証・見直し	(7) 衛生面（トイレ等）の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策	(10) 復旧対応 ①破損個所の確認 ②業者連絡先一覧の整備 ③情報発信	
	(8) 必要品の備蓄 ①在庫量、必要量の確認	[通所サービス固有事項] [訪問サービス固有事項]	
	(9) 資金手当	[居宅介護支援サービス固有事項]	

業務継続に向けた取組の強化等（改定の方向性）



ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護給付費分科会（第232回）	資料3
令和5年11月27日	

論点① 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

論点①

- 業務継続計画においては、令和3年度報酬改定における、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が3年間の経過措置期間を設けたうえで義務付けられている。
- 令和5年度改定検証調査（速報値）において、業務継続計画について「策定完了している」若しくは「策定中である」と回答した割合は、感染症で83.9%、自然災害で81.7%であった。

- 各事業所において、感染症や自然災害が発生した場合でも業務を継続していくための計画の策定、見直しを確実に進めていくという観点から、どのような方策が考えられるか。

対応案

- 感染症若しくは自然災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することとしてはどうか。

- その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和8年度末までの間に限り、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に対する具体的な計画の策定を行っている場合には減算を適用しないこととしてはどうか。また、訪問系サービス及び居宅介護支援事業所については、令和3年度報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられて間もないこと及び非常災害対策計画の策定が求められないことを踏まえ、令和8年度末までの期間については、減算の対象としないこととしてはどうか。さらに、居宅清養管理指導については、事業所のほとんどがみなしだ指定であることや、業務継続計画の策定状況に関する実態把握が不足していること等を踏まえ、令和5年度末までとされている義務化に係る経過措置期間を令和8年度末まで延長し、業務継続計画策定の実態把握や周知徹底などの取組を行うとともに、業務継続計画に関する取組の推進に向けて関係部局と連携を図ることとしてはどうか。

- 業務継続計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を継続的に把握し、支援に繋げるため、毎年調査を行い、都道府県等にも策定状況等を共有することとしてはどうか。（国土強靭化フォローアップ調査※の調査項目に業務継続計画の策定状況等を追加し、併せて、現在調査対象となっていないサービス種別（訪問等）についても、新たに調査対象に加える。）

ひとくらしきものために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法規

▶ 本一△ > 政策について > 全野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉担当課長会議 > 福祉担当課長会議資料

▶ 本一△ > 政策について > 全野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉担当課長会議 > 福祉担当課長会議資料

Google カスタム検索

令和5年度 全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

老健局総務課
総務係長 三森雅之 (内線3913)
(直通電話) 03-3591-0954
(代表電話) 03-5253-1111

1. (5) (4) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要 【全サービス (居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> <改定後>
なし

▼ 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設)
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)
各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/ (日・回) の減算となる。

感染症や災害が発生した場合であっても、
必要な介護サービスが継続的に提供できる
体制を構築する観点から、

全ての介護サービス事業者を対象に、

- ・業務継続に向けた計画等の策定
- ・研修の実施（※新規採用時も）
- ・訓練（シミュレーション）の実施等

を義務づける。 + 他施設及び地域との連携

老高発 0316 第 3 号
老認発 0316 第 6 号
老老発 0316 第 5 号
令和 3 年 3 月 16 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 厚生労働省印 省略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 厚生労働省印 省略 ）
厚生労働省老人保健課長
（ 厚生労働省印 省略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、
居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要す
る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

28

業務継続計画の策定等

(新設)

- (1) 基準省令第 24 条の 2 は、指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設に対して、必要な研修及び訓練(ミニュレーシヨン)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準省令第 24 条の 2 に基づき施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようになります。
 なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和 3 年改正省令附則第 3 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされています。
- (2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によつて異なるものですから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。
- ① 感染症に係る業務継続計画
 イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
 ロ 初動対応
 ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

- ② 災害に係る業務継続計画
- イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ハ 他施設及び地域との連携
- (3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を講習するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一併的に実施することも差し支えがない。

年度内に実施すべき項目

練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

29 非常災害対策

(1)・(2) (略)

- (3) 同条第2項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。

訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

25 非常災害対策
(1)・(2) (略)
(新設)

2 – 3 . 防災計画と自然災害 BCP の違い

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提となっています。つまり、BCP では、防災計画のために加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

防災計画と自然災害 BCP の違い①

防災計画			業務継続計画(BCP)		
計画	災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する		防災計画		業務継続計画(BCP)
主な目的	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	防災計画の避難後に業務を継続する	
	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧	
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害				
根拠	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等	自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象

計画	防災計画			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
対象施設等	多数の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	介護事業所等
対象の災害	火災	風水害、土砂災害	想定される全ての災害	自然災害、感染症
義務	消防計画の作成、所轄消防長への提出。	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	業務継続計画の作成。 研修・訓練（シミュレーション）の実施。研修・訓練は、入所：年2回以上、通所、訪問：年1回以上（感染症も含む）。

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会の資料に加筆

つまり、従来の防災計画に、避難確保、介護事業の継続、地域貢献を加えて、総合的に考えてみることが重要です。

資料：業務継続ガイドライン 厚生労働省

3. 自然災害BCPの作成、運用のポイント

3-1. BCP作成のポイント

<4>計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

- BCPは、作成するだけでは実効性があるとは言えません。危機発生時ににおいても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要があります。これらにより課題を発見し、対策を講じることを繰り返すことでレベルアップにつながります。また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です。

どんな研修や講習を行えば良いか？

どの様に周知すればよいか
(何を周知するのか)

介護事業者向け 業務継続計画(BCP)研修



BCP策定後の訓練について(通所系) BCP策定後の研修について理解を深めましょう

令和6年度厚生労働省委託事業
「業務継続計画(BCP)策定等に関わるニーズ調査」

BCP策定後の見直しのポイント

2

BCPの見直しで確認すべきポイントを、具体例を交えて説明します。

1. 周知・通知：BCPは職員全員にしつかり伝わっているか？

- ・職員(はBCP)の内容を知っているか？
- ・どこを見ればBCPの内容がわかるか、知っているか？
- ・定期的に、全職員への周知、訓練を実施しましょう。(サービスの種類別に実施するのが効果的)
- ・新しく採用された人にも、きちんとBCPについて説明しましょう。



参考: 東京都, BCP訓練動画②実働訓練について

BCP策定後の訓練について

1

BCP策定後の訓練とは

策定した業務継続計画(BCP)が実際に機能するかを確認し、緊急時の対応力を高めることを目的としている。

機上訓練と実働訓練

- ・機上訓練：人員・物資の確保状況や利用者の安否確認の方法を確認するなどしたり、シミュレーションする訓練
- ・実働訓練：実際に機器を操作したり、現場で行動したりする作業

状況や目的に合わせて、両者を柔軟に組み合わせることが重要

- ・例えば、全体的な流れを把握するために機上訓練を行い、その後、具体的な行動を確認するために実働訓練を行う。
- ・初年度は機上訓練を中心に行い、翌年度以降は実働訓練の要素を増やしていく。
- ・部署ごとに必要な訓練内容を検討し、それに適した方法で実施する。



机上訓練とは

机上訓練とは？

実際に場所や物を使わず、机上でBCPの内容や対応手順を確認・検討する訓練です。

訓練方法	概要	目的
①読み合わせ訓練	BCPを複数人で読み上げ、内容の欠落や不備、行動手順の不適切さ、被害想定と対策の漏れや盲点などを確認する。	BCPの内容理解、問題点の発見
②シミュレーション訓練	進行役が状況を設定し、参加者は非常に行動や判断、意思決定を行う。	状況下での対応能力の確認、BCPの必要性の理解
③ロールプレイング訓練	シミュレーション訓練を発展させ、時間経過とともに変化する状況の中で、参加者が適切な判断・行動を行う。	変化する状況への対応能力の向上、より実践的な対応の確認

読み合わせ訓練(は**内**容**理**解)、シミュレーション訓練(は**状**況**対**応)、ロールプレイング訓練(は**実**踐**的**な**状**況**対**応)を目的とします。これらの訓練を適切に組み合わせることで、BCPの実効性を高めることができます。



参考：厚生労働省、令和5年度介護BCP策定支援セミナー 机上訓練(通所系)

実動訓練の内容

【自然災害】

発生を想定した訓練例

- 避難誘導
- 初期消火
- 救出・救援
- 役割分担の確認
- 安否確認
- ライフライン停止時の対応

【感染症】

発生を想定した訓練例

- 個人防護具着脱
- 緊急時連絡
- 職員の確保
- ゾーニング
- 消毒・清掃

- 自家発電機の稼働
- 備蓄品の移動・使用

訓練実施のポイント

33

✓ 実践的な対応能力の向上

実際に体を動かすことで、手順や方法を体得し、非常時ににおける対応能力を高めることができる。

✓ 現場の課題の発見

実際の状況を想定した訓練を行うことで、机上では想定できなかつた課題や問題点を発見することができます。

✓ 関係者間の連携強化

関係者（職員、利用者、地域住民など）が参加することで、連携体制を強化することができます。

✓ 訓練後の「振り返り・共有」

参加者全員で訓練の成果や課題を共有し、そこから得られた教訓をBCPに反映することで、計画を継続的に改善していくことが重要。



参考: 東京都, BCP訓練動画②実動訓練について

3-2-4. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（居宅介護支援サービス固有事項）

【災害が予想される場合の対応】

- 訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされおり、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

- また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

3-2-4. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（居宅介護支援サービス固有事項）

【災害発生時の対応】

- ・ 災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。
- ・ (例) 通所・訪問サービスについて、利用者が利用している事業所が、サービス提供を長期間休止する場合は、必要に応じて他事業所の通所サービスや、訪問サービス等への変更を検討する。
- ・ また、避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
- ・ 災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

3-2-4. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（居宅介護支援サービス固有事項）

【平時からの対応】

- ・ 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。
- ・ 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくこととする。
- ・ 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。
- ・ なお、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。



3-2-4. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（相談支援事業・固有事項）

3-2-1で記載した共通事項のほか、相談支援事業所・固有の事項として留意する点は、以下のとおり。

【平時からの対応】

- ・ 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。（利用者台帳等は電子媒体として保存・管理し、災害の状況等に応じて加工できる等活用しやすい環境を整備しておくことや内容の変更がないかを定期的に確認し、適宜更新する体制をとることが望ましい。）
- ・ 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくことが望ましい。
- ・ 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整する。（【参考】を参照。）
- ・ なお、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。
- ・ 市町村と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努めること。また、自治体から依頼があった場合には、個別避難計画策定へ協力すること。個別避難計画、サービス等利用計画や利用者台帳間の情報連携を適切に図ること。

【参考】

障害福祉サービス等の利用にあたっては、その必要な種類や量は市町村が決定します。そのため、災害時のサービス等の利用調整にあたっては、市町村と相談支援事業所が連携して対応する必要があります。このような連携体制を災害発生時に用うためには、平常時に關係する機関等の間で自然災害発生時の対応について予め検討しておく必要があります。

また、災害時避難行動要支援者である障害者は障害福祉サービス等を利用しているとは限りません。障害福祉サービスを利用する場合でもいわゆるセルフプランにより支給決定を受けた場合は計画相談支援を利用しています。市町村は、このような障害者を含めた災害時の対応を検討する必要があります。

そのため検討にあたっては、（自立支援）協議会等の場において、計画相談支援を提供する事業所と市町村に加えて基幹相談支援センターが参加し、地域全体での体制構築を図ることが効果的です。市町村においては福祉部局と防災部局が連携する必要があり、それを踏まえた上で検討の場を構築する必要があります。

2-4. 介護サービス事業者に求められる役割

■サービスの継続

介護事業者は、入所者・利用者の健康・身体・生命を守るために必要な責任を担っています。入所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入れて進めることができます。入所施設は入所者に対して「生活の場」を提供しており、たとえ地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となります。また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

■利用者の安全確保

介護事業者は、体力が弱い高齢者等に対するサービス提供を行います。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」が最大の役割です。そのため、「利用者の安全を守るためにの対策」が何よりも重要となります。

■職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念されます。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

労働契約法第5条

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるように、必要な配慮をするものとする。」

■地域への貢献

介護事業者の社会福祉施設としての公益性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。また、夜間の避難や在宅高齢者の避難生活支援については、地域の協力が不可欠になるので、日頃の訓練や交流を通じて地域との関係を深めておくことが重要です。

)

円滑なオペレーション・（

✓ いかに早く復旧させるか

被害の拡大・二次災害の発生を防ぐ

✓ 被害を最小限に止める



資料提供：恵寿会

上を見上げている職員。天井が心配なのだろう



グリーンヒルみぶねの
ご利用者は雑魚寝の状態



資料提供：恵寿会



資料提供：恵寿会



資料提供：恵寿会



(3) 対応体制

様式1：推進体制の構成メンバー

- ・対応体制や各班の
代替者を含め〔
量により柔軟に〕
復旧後に活動〔
(記載例では)
施設・事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制も参考に、対策本部の体制を構築する。〕

施設・事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制も参考に、対策本部の体制を構築する。

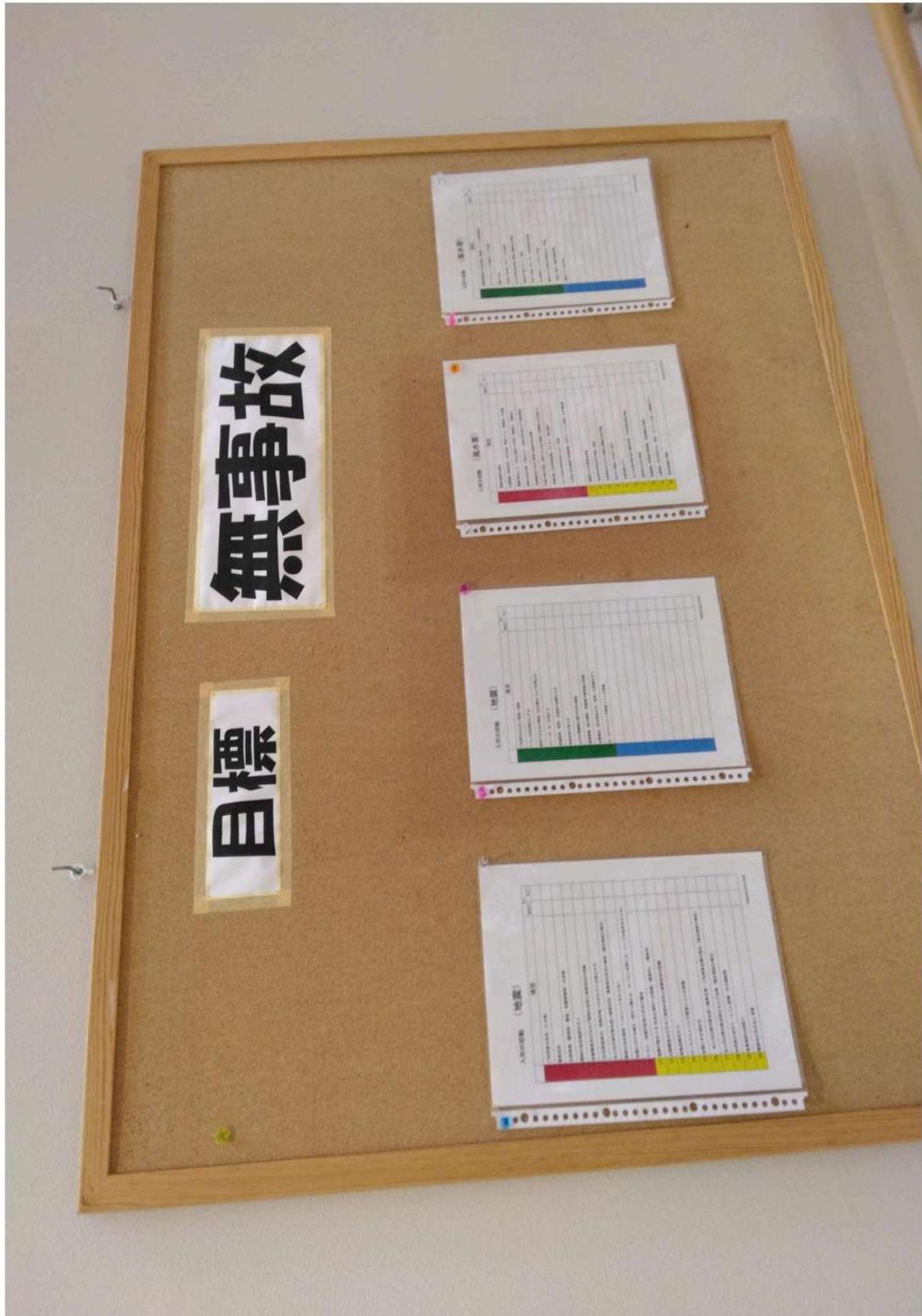
感染症と同じ体制でも良い。自然災害対応の役割は緑字で例示してあるので、見直すこと

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）
理事長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 理事 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
事務局長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 事務次長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
事務次長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 事務主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	・事務局長のサポート ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
施設長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	・社外対応(指定権者) ・医療機関との連携 ・関連機関、他施設、関連業者との連携 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開 ・活動記録を取る

【地域】 愛知県立病院・アカデミック病院 愛知県立病院・アカデミック病院 愛知県立病院・アカデミック病院

【】のToDoリスト（地震）

	項目	完了	異常なし	あり
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			



避難判断と指示	火災	<input type="checkbox"/>
	地域住民受入れ・福祉避難所開設・職員受入れ	<input type="checkbox"/>
災害対策本部立ち上げ	立ち上げ指示	<input type="checkbox"/>
	備品配置・シート張り出し	<input type="checkbox"/>
備品準備（指示）	情報収集・記録	<input type="checkbox"/>
	(勤務外) 職員の安否確認・参集指示	<input type="checkbox"/>
行政・外部対応	発電機・蓄電池・照明器具	<input type="checkbox"/>
	備蓄水・食料・資材	<input type="checkbox"/>
地域の介護サービス事業所	調理用ガス・器具	<input type="checkbox"/>
	衛生用品・トイレ	<input type="checkbox"/>
ボランティア等	自治体・各種職能団体	<input type="checkbox"/>
	地域・外部関係者（建物・設備等）	<input type="checkbox"/>
資金	銀行	<input type="checkbox"/>
	保険会社	<input type="checkbox"/>
小口現金	小口現金	<input type="checkbox"/>

能登半島地震 災害関連死9人認定 直接死も含めた死者535人に

2025年2月25日 18時37分

能登半島地震のあと石川県内で亡くなつた9人が25日までに自治体から災害関連死と認定されました。能登半島地震の災害関連死は新潟県と富山県も含めて合わせて307人となり、直接死も含めた死者は535人となりました。

新たに災害関連死と認定されたのは輪島市が7人、穴水町が2人の合わせて9人です。

いざれも今月13日に開かれた専門家による18回目の審査会で災害関連死と認定するよう答申が出され、それぞれの市と町が25日までに認定しました。

これによつて能登半島地震の災害関連死は新潟県と富山県で亡くなつた8人を含めて合わせて307人となり、直接死も含めた死者は535人となりました。

石川県内の自治体には少なくともさらに230人を超える遺族から申請が出されていて、審査が進むと能登半島地震の死者は今後も増える可能性があります。

資料：NHKニュースより

▶ 地域同士の連携の好事例紹介(詳細)

2

要介護者を想定した福祉避難所 BCP 対応合同訓練の実施（伊豆の国市社会福祉協議会）

詳細

伊豆の国市社会福祉協議会は、平成28年2月に、市内特別養護老人ホームを有する3社会福祉法人と合同で、福祉避難所 BCP対応合同訓練を実施しました。この訓練は、要介護者を想定し、福祉避難所としての対応や災害ボランティアの受け入れ体制などを検証することを目的としていました。

訓練には、行政、学校、警察、消防、福祉施設なども参加し、事前に想定した役割に基づき、要介護者や被災住民の誘導、搬送、捜索、災害ボランティアの受け入れなどを実施しました。

同協議会によると、このような合同訓練の開催は初めての試みでしたが、各施設の防災体制への気づきやBCP策定に必要な情報の共有化が図られただけでなく、地域内での交流や連携の活性化にもつながったとのことです。



参考：内閣府, テーマ別掲載事例群一覧

石川 NEWS WEB

◀ 石)

能登半島地震後「福祉避難所」開設は18% 能登地方の6市町

具体的には、地震で大きな被害を受けた七尾市と志賀町以北の6つの市と町で、自治体が事前に指定する40か所の「指定福祉避難所」と、災害時に要配慮者を受け入れる協定を自治体と締結している社会福祉施設などのが31か所の「協定福祉避難所」のあわせて71か所の「福祉避難所」のうち、開設されたのは13か所のみでした。議会のあと馳知事は「率直に少ないと思う。市や町の職員も被災して、手が回らなかつたのかもしれないが、一つ一つどうだったのか検証しておく必要がある」と述べました。

それによりますと、元日の能登半島地震のあと、一般の避難所での生活が難しい高齢者や障害者などの要配慮者を受け入れる「福祉避難所」が開設されたのは、能登地方の被災地では全体の18%にとどまったということです。

資料：NHKニュースより



防災

市政情報

観光・文化

事業者の方へ

- [TOP > カテゴリ > 区分 > 手続](#)
- [TOP > カテゴリ > 分野 > 福祉](#)
- [TOP > カテゴリ > 分野 > 防災・救急 > 防災・災害](#)
- [TOP > カテゴリ > 組織 > 健康福祉部 > 子育て健康課](#)

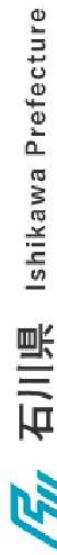
分野から探す

福祉避難所

- [▶ 届出・登録・証明](#)
- [▶ 保険・年金・介護](#)
- [▶ 福祉](#)
- [▶ 健康・予防](#)
- [▶ 税](#)
- [▶ 育児・教育](#)
- [▶ 住宅・インフラ](#)
- [▶ 防災・救急](#)
- [▶ 環境・衛生](#)
- [▶ 消費生活](#)
- [▶ 公告・申込・手引](#)

公開日 2017年08月17日

- [■ •マニュアル \(R1.9修正版\) \[PDF : 1.01MB\]](#) [■ •様式集all \(R1.9修正版\) \[PDF : 418KB\]](#)
 - [■ •\(災害発生時締結必須\) 福祉避難所管理運営委託契約書 \[PDF : 133KB\]](#)
 - [■ •福祉避難所設置協定 \(R1.9修正\) \(高齢者・障害者\) \[PDF : 165KB\]](#)
 - [■ •福祉避難所設置協定 \(R1.9修正\) \(妊娠婦・乳幼児\) \[PDF : 161KB\]](#)
 - [■ •福祉用具物資協定書原稿\(福祉用具物資供給協定\) \[PDF : 154KB\]](#)
- 「福祉避難所」は、能登半島地震発生時ににおいて輪島市で、我が国で初めて設置・運営されました。
- その必要性から、輪島市では、高齢者福祉施設を中心として市内外の多くの事業所と「福祉避難所設置・運営協定」を締結したほか、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成し、その普及と災害時における円滑な設置を目指した「防災訓練」を実施しています。
- 「福祉避難所設置・運営マニュアル」をより実効性のあるものとするため、「福祉用具に関する物資の供給及び貸与に関する協定」の締結も行いました。



福祉避難所の設置・運営に係る求償について（令和6年7月～令和6年9月分）

福祉避難所の設置等に係る求償について（令和6年7月～令和6年9月分）

令和6年能登半島地震に關し、高齢者等の避難者受入れを行つていただいている施設については、一定の要件を満たすことで、福祉避難所とみなし、設置、管理及び運営等に必要な経費について、求償の対象となります。

- [PDF 令和6年能登半島地震に関する高齢者施設等での福祉避難所に係る費用の請求（令和6年7月～令和6年9月分）について（PDF：72KB）](#)
- [PDF 【別紙】令和6年能登半島地震に関する高齢者施設等での福祉避難所設置・運営に係る費用の請求（令和6年7月～令和6年9月分）について（PDF：145KB）](#)
- [Excel 請求書（様式1等）（エクセル：140KB）](#)

1 対象

令和6年2月9日付事務連絡等による福祉避難所に係る費用の負担については、高齢者の避難の受け入れを行う施設等において、福祉避難所の設置、管理及び運営等に必要な費用に係るものとする。

資料：石川県HPより

- ✓ 被害を最小限に止める
- ✓ 被害の拡大・二次災害の発生を防ぐ
- ✓ いかに早く復旧させるか
- 円滑なオペレーション・（支援要請受援体制）

事務連絡
令和7年1月6日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

災害時情報共有システムの5か年訓練計画の見直しについて

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を
把握する「災害時情報共有システム」の運用に当たっては、令和5年度から令和9年度にかけ
て5か年の訓練計画を実施することとし、各年度における訓練対象市町村を御案内して
おります。

愛知県 災害時情報共有システム 災害想定訓練 5か年計画（見直し後）

区分	自治体名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (前期)	令和7年度 (後期)	令和8年度	令和9年度
市	政令指定都市 名古屋市	○					
	千種区	○					
	東区		○			○	○
	北区		○			○	○
	西区	○					
	中村区		○			○	○
	中区		○			○	○
	昭和区		○				
	瑞穂区	○					
	熱田区	○					
	中川区		○				
	港区		○				
	南区	○					
	守山区	○					
	緑区		○				
	名東区		○				
	天白区	○					
中核市	豊橋市	○					
	岡崎市		○				
	一宮市		○				
	豊田市		○				
	瀬戸市	○					
	半田市		○				
	春日井市		○				
	豊川市		○				
	津島市		○				
	碧南市		○				
	刈谷市		○				
	愛西市		○				
	西尾市		○				
	瑞穂郡		○				
	犬山市		○				
	常滑市		○				
	江南市		○				
	小牧市		○				
	蟹江町		○				

(別紙2)

災害時情報共有システム 被災状況報告項目①

人的被害の状況	選択式	(01) 人物損害なし (02) 人物損害あり (02-1) 被害者 ●●人 (02-1-2) 重傷者 (医療機関への搬送又は受診が必要) ●●人 (02-3) 軽傷者 (医療機関への搬送又は受診が不要) ●●人	必須入力
	入力式	(02-2) 死亡者 ●●人 (02-3) 行方不明者 ●●人	任意入力
	選択式	(01) 被害なし (02) 軽微な被害あり (推定被害80万円未満) (03) 重大な被害あり (推定被害80万円以上)	必須入力
	選択式	(01) 建物損壊 (01-1) 全壊 (01-2) 大規模半壊 (01-3) 半壊 (01-4)一部損壊 (01-5) 未定 (02) 洪水被害 (02-1) 床上浸水 (02-2) 床下浸水 (03) 雨漏り被害 (04) その他 ※複数選択可	任意入力
建物被害の状況	記述式	※建物被害の内容・建物損害があつた場所等の詳細 (01) 避難の必要性なし (02) 避難の必要性あり (02-1) 避難先の確保が困難	必須入力
	選択式	(02-2) 避難先を調整中 (02-3) 避難中	任意入力
	記述式	(02-3-1) 避難先施設の所在市町村 ※フルダウン選択式 (●●県 ●●市) (02-3-2) 避難先施設種別 (01) 地施設 (02) 道路所 (03) 病院 (04) その他	任意入力
	記述式	(02-3-3) 避難先施設の名称 (03) 避難の状況の詳細	任意入力
避難・開所の状況	選択式	(01) 支障なし (開所) (02) 支障あり (閉所中)	必須入力※
	選択式	(02-1) 代替受入先なし・代替受入先調整中 (02-2) 代替受入先あり (02-2-1) 代替受入先施設の所在市町村 ※フルダウン選択式 (●●県 ●●市) (02-2-2) 代替受入先施設の名称	任意入力
	記述式	(03) 開所の状況の詳細	任意入力
	選択式	(01) 介護職員 (02) その他 (看護師等) (03) ガラントニア ※複数選択可 ※必要な人数・状況等の詳細	任意入力

災害時情報共有システム 被災状況報告項目②

					必須入力
電気の状況		(01) 停電なし (02) 停電あり (02-1) 非常用自家発電なし (02-2) 非常用自家発電あり (02-2-) 営業が十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02-2-2) 営業が2～3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし (02-2-3) 今日の確保にも支障がある			任意入力
電源車の支援	選択式	(01) 支援を要請（高圧） (02) 支援を要請（低圧） (03) 支援を要請（電圧不明） (04) 支援不要			任意入力
水道の状況	選択式	(01-1) 支援到着 (02-1) 支援未到着 (01) 断水なし (02) 断水あり (02-1) 応急給水可能な受水槽・井戸設備なし (02-2) 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり			任意入力
飲料水の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日分の確保にも支障がある			任意入力
生活用水の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日分の確保にも支障がある			任意入力
トイレの状況	選択式	(01) 使用可能 (02) 使用不可 (02-1) 応急対応可能な代替設備なし (02-2) 応急対応可能な代替設備あり			任意入力
給水車の支援	選択式	(01) 支援を要請 (02) 支援不要 (01-1) 支援到着 (01) 供給あり (02) 供給なし (02-1) 応急可能な代替設備なし (02-2) 応急可能な代替設備あり			必須入力
ガスの状況	選択式	(01) 使用可能 (02) 使用不可			任意入力
冷暖房の状況	選択式	(01) 使用可能 (02) 使用不可			必須入力

✓ 被害を最小限に止める（被害の最小化）

大地震発生時の初動対応

✓ いかに早く復旧させるか（復旧の最速化）

災害対策本部立ち上げ

- ✓ (行動) 基準とひと
- ✓ 学習の機会
- ✓ 社会全体の課題として取り組む

行動基準

南海トラフ地震 臨時情報

の行動基準やその周知

風水害が予想される場合

の行動基準やその周知

3-2-4. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（居宅介護支援サービス固有事項）

【災害が予想される場合の対応】

- 訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされおり、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

- また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

2025/01/29 9:28

プロジェクト | はなしうぶネットワーク

へきなん災害時介護支援ネット防災訓練（令和 7年1月27日より） へきなん災害時介護支援ネット防災訓練（令和7年1月27日よ り）

● 代表者：碧南市介護サービス機関連絡協議



Ns

① 2025/01/29 09:06

事務所内浸水のため、後片付けが必要な状況です。

本日の訪問は症状観察を中心に行なう予定ですが、
用者様についても安否確認のための訪問もしくは電話確認を予定します。



返信

令和6年度 愛媛県 介護事業所における防災リーダー養成等支援事業

介護・福祉事業所の方へ

熊本地震に学ぶ BCP 策定・訓練対策セミナー

研修や訓練の取り組み方が学べます。
より良いBCPの運用・見直し方法が学べます。



受講
無料

日 時 令和6年10月16日水 13:30~15:30
会 場 愛媛県男女共同参画センター3階研修室 オンライン配信 同時開催

日 時 令和6年10月23日水 13:30~15:30
会 場 オンライン配信のみ

注) 3日程全て同じ内容のセミナーです。

熊本大震災を経たうえでのBCP見直し・訓練の実際
(1) 熊本地震による施設運営状況への影響と変化
(2) BCP策定のポイント
(3) 訓練の事例紹介 (施設系・通所系・訪問系) (まか

セミナー
内
容

非常災害対策計画・避難準備計画・消防計画

災害情報・マイタイムライン

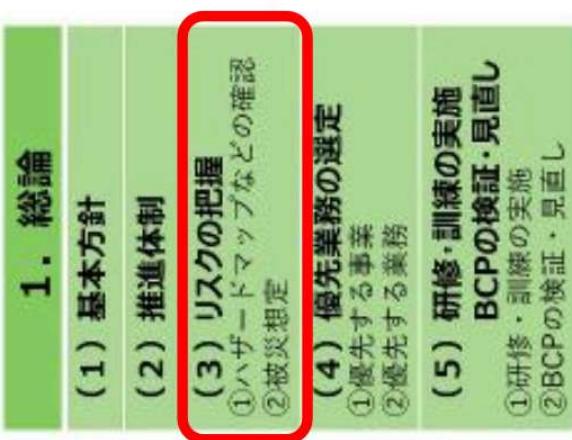
地域防災計画（福祉避難戸所含む）

個別避難計画

避難行動要支援名簿

3 - 2. 自然災害 BCP の全体像

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート



【居宅介護支援サービス固有事項】